

排水設備工事に係る取扱要綱

平成16年3月1日発行

加除（さしかえ）表

追録第1号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ペー ジ	枚数	加えるところ
総目次	1から2まで	1	1から2まで	1	追録加除整理一覧表の次へ
第1部	23から24まで	1	23から24まで	1	22の次へ
第2部	28から31まで	2	28から31まで	2	27の次へ
第3部	60から63まで	2	60から63まで	2	第3部表紙の次へ
	66から69まで	2	66から69まで	2	65の次へ
			79-1	1	79の次へ
第4部	81から82まで	1	81から82まで	1	80の次へ
	89から90まで	1	89から90まで	1	88の次へ
参考資料	49から66まで	9	49から66まで	9	48の次へ

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

総目次

第1部 排水設備工事に係る基本事項

目次	3
1. 目的	5
2. 下水道の概要	5
3. 排水設備の設置	9
4. 除害施設	10
5. 下水道の維持管理	11
6. 申請等に係る手数料の取扱	12
7. 別表	13

第2部 排水設備工事の設計・施工

目次	25
1. 調査	28
2. 設計図書	28
3. 排水管	32
4. 構	40
5. トランプ（防臭装置）	42
6. 材料および器具	43
7. 施工	43
8. 土工	44
9. 管布設工	45
10. 構設置工	48
11. トランプ設置工	50
12. 水洗便所設置工	51
13. 付帯設備	53

第3部 排水設備工事手続等の取扱

目次	60
1. 手続業務のフロー	62
2. 排水設備工事の申請手続	64

3. 排水設備工事の完成書類の手続	6 6
4. 完成検査	6 8
5. 分流改造工事の取扱	7 0
6. 公共樹設置の取扱	7 2
7. 温泉排水設備工事の取扱	7 3
8. 公道部に設置される排水施設等の取扱	7 4
9. 靴洗い場排水の取扱	7 9 - 1

第4部 申請書等の様式と記入例

目次	8 0
別紙 1 排水設備計画確認申請書	8 1
別紙 2 排水設備工事材料表（自己資金工事）	8 2
別紙 3 排水設備工事設計書（貸付資金工事）	8 3
別紙 4 排水設備工事図面	8 4
別紙 5 排水設備計画確認通知書	8 5
別紙 6 水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 貸付申請書	8 6
別紙 7 排水設備工事完成届書	8 7
別紙 8 公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届書	8 8
別紙 9 排水設備工事検査表	8 9
別紙 10 - 1 工事写真（1）	9 0
別紙 10 - 2 工事写真（2）	9 1
別紙 11 委任状	9 2
別紙 12 水洗便所改造等資金 排水設備設置資金 借用書	9 3
別紙 13 貸付資金検査回付一覧表（給排水検査係控）（普及係控）	9 4
別紙 14 排水設備検査済書	9 5
別紙 15 取り止め届	9 6

(参考資料)

函館市下水道事業関係例規

100	第73号	下水道終末処理施設
101	第74号	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

別表 5

ダイオキシン類対策特別措置法特定施設

番号	名 称
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
3	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
4	カプロラクタムの製造（塩化二トロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
5	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
6	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
7	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であつて汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
8	廃ポリ塩化ビフェニル等（ポリ塩化ビフェニル汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたポリ塩化ビフェニルを含む。）又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設及びポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分解施設
9	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
10	第1号から第8号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第8号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものと含むものに限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）
※ 別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉	
廃棄物焼却炉であつて、火床面積（廃棄物焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあってはそれらの火床面積合計）が0.5m ² 以上又は焼却能力（廃棄物の焼却施設に二以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計）が一時間当たり50kg以上のもの	

第2部

1. 調査

(1) 事前調査

- ① 現場調査に先がけて、事前に処理区域、排水区域、下水の排除方式、公共污水栓の設置箇所、その他排水設備工事に係る必要事項を各関係課に確認をすること。
- ② 公共污水栓がない場合や、除害施設等の場合は、担当係と打合わせをし必要な手続きをとること。

(2) 現地調査

- ① 現地調査は、建物の平面、公道、私道、隣地境界、公共下水管および污水栓、その他在来の排水設備等をスケッチし、施設の設置予定位置における距離、地盤高、公共下水管および污水栓などの深さを記入すること。
- ② 現地調査時に接続する公共污水栓等につまりや破損等があった場合は、下水道維持係と協議すること。
- ③ 家屋の増改築などの将来計画を考慮して後日布設替の生じないよう設置者と十分打合せをすること。
- ④ 他人の土地及び既存の排水設備を利用しようとする場合または水洗便所の設置者がその建物の所有者でない場合は、あらかじめ利害関係人の同意を得るよう設置者に連絡し、後日紛争の起きないよう留意すること。
- ⑤ 大量の下水または悪質な汚水を排除されるおそれがある時は、あらかじめ下水道課、および終末処理場に申し出、その指示を受けること。
- ⑥ 衛生器具の選定やトイレの改造等については、設置者と十分打合せをすること。
- ⑦ 道路占用および使用を必要とする場合は、設置者に道路占用および使用許可申請の事務手続の期間が必要であること、および舗装道路を破壊し工事をする場合で、復旧費が設置者の負担になる時は、あらかじめ了解を得ること。

2. 設計図書

設計図書の作成については、次の取扱を標準とし、第3部の取扱に従い作成すること。

なお、排水設備の製図は、設計における技術的表現であり、工事の施工、および工事費積算の基礎であると同時に、将来の維持管理のための必須の資料であることから統一的な方法により明瞭、正確、容易に理解できるものとすること。

(1) 附近見取図

一街区程度の範囲に申請地の位置（町・丁など）道路および隣地家屋の屋号または氏名、方位、めぼしい目標などを記入し、申請地を赤線で示す。

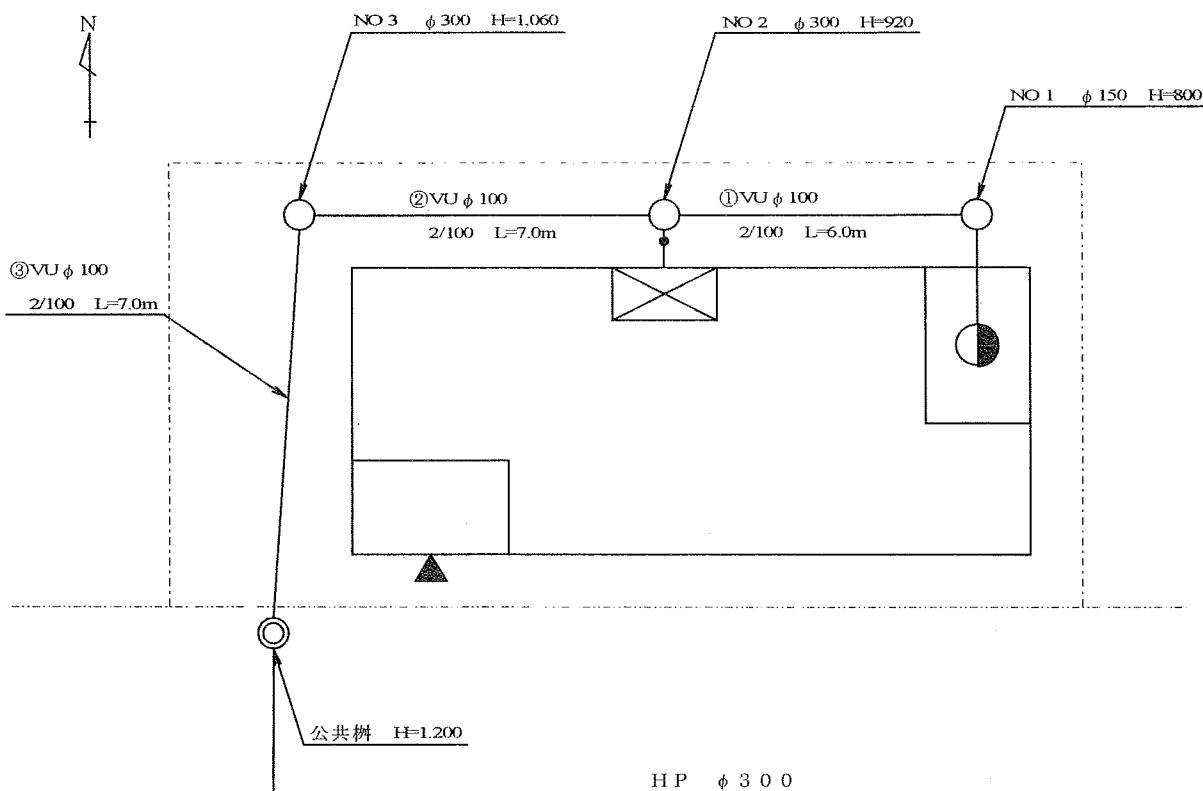
縮尺はおおむね 150 分の 1 以上とする。

(2) 平面図

縮尺は 100 分の 1 を標準とするが、これによりがたい時は 300 分の 1 までの範囲とし、表－1 の凡例に従って図－1 の要領で、次の事項を表示する。

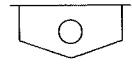
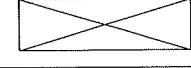
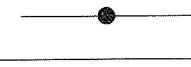
- ① 道路、建物（台所、浴室、洗たく場、便所、洗面所、玄関、その他必要な排水箇所、および既設の排水設備、給水栓の位置等）および公共污水樹と本管の位置、管径、管種など。
- ② 隣地との境界、へい、庭（配管経路に關係ある庭木、池、築山等）路地、附属建物（物置、車庫等）既設の排水設備など。
- ③ 縮尺、方位、排水管の材質、管径、延長、勾配、樹の大きさ、深さ、樹番号など。
- ④ 衛生器具、トラップの種類と位置など。

図－1 平面図



(注) 2階以上からの排水があるときは、各階の平面図を必要とする。

表－1 設計図凡例

名 称	図 示 記 号	名 称	図 示 記 号	名 称	図 示 記 号
新設排水管	—————	洗 面 器		公私境界線	———
既設排水管	-----	手 洗 器		隣地境界線	———
私設汚水樹	(○) (□)	流 し		建物外周	———
私設雨水樹	(⊗) (☒)	浴 槽		建物間仕切	———
公共汚水樹	(○) (□)	トラップ		防 臭 蓋	
公共雨水樹	(⊗) (☒)	トラパン		玄 関	
大 便 器		掃 除 口	—————		
小 便 器		通 気 管	-----→		

※ 排水管、通気管、および樹の材質表示は、それぞれの記号の上に、次のローマ字を記入する。HP（遠心力鉄筋コンクリート管）、VP（塩化ビニール管、一般管）、VU（同薄肉管、小口径塩化ビニール製樹）、SGP（亜鉛メッキ鋼管）、RC（鉄筋コンクリート製樹）

(3) 縦断図

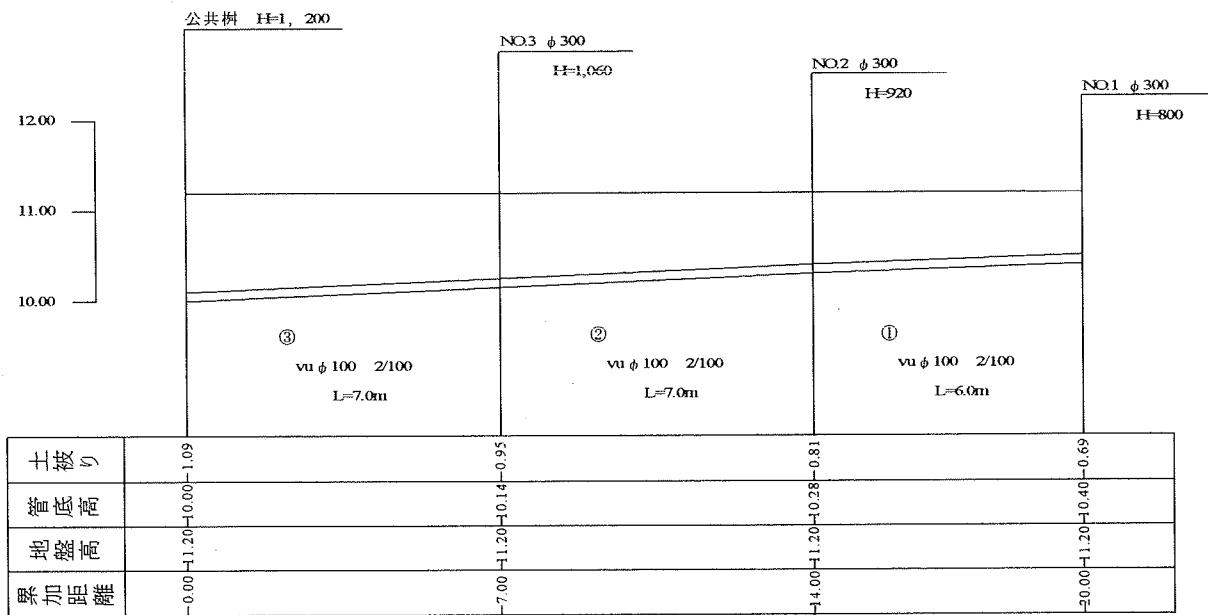
縮尺は、縦100分の1、横200～300分の1とし、図－2の要領で次の事項を表示する。

- ① 公共樹を起点とした累加距離
- ② 公共樹の管底高を10.00mとして測定した地盤高
- ③ 各測点（樹位置）の排水管の管底高
- ④ 各測点（樹位置）の排水管の土かぶり
- ⑤ 各測点ごとの排水管勾配（分数又は%）
- ⑥ 排水管管径（φ, mm）
- ⑦ 樹の区間距離（m）および引出線上に番号、大きさ（φ, mm）、深さ（H, mm）を記入

※ 注1 管厚は、考慮しない。

注2 地盤の平坦な土地に関しては、省略することができる。

図-2 縦断図



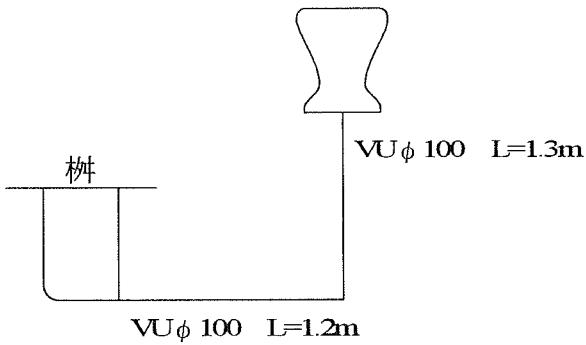
(4) 配管立体図

水洗便所に限り、便器より第1接続栓までの配管系統、管種、寸法、その他の設備（器具名称）を表示する。

ただし、その他必要と認めるものは、この限りではない。

図-3 立体図

(便器記号を記入)



第3部 排水設備工事手続等の取扱

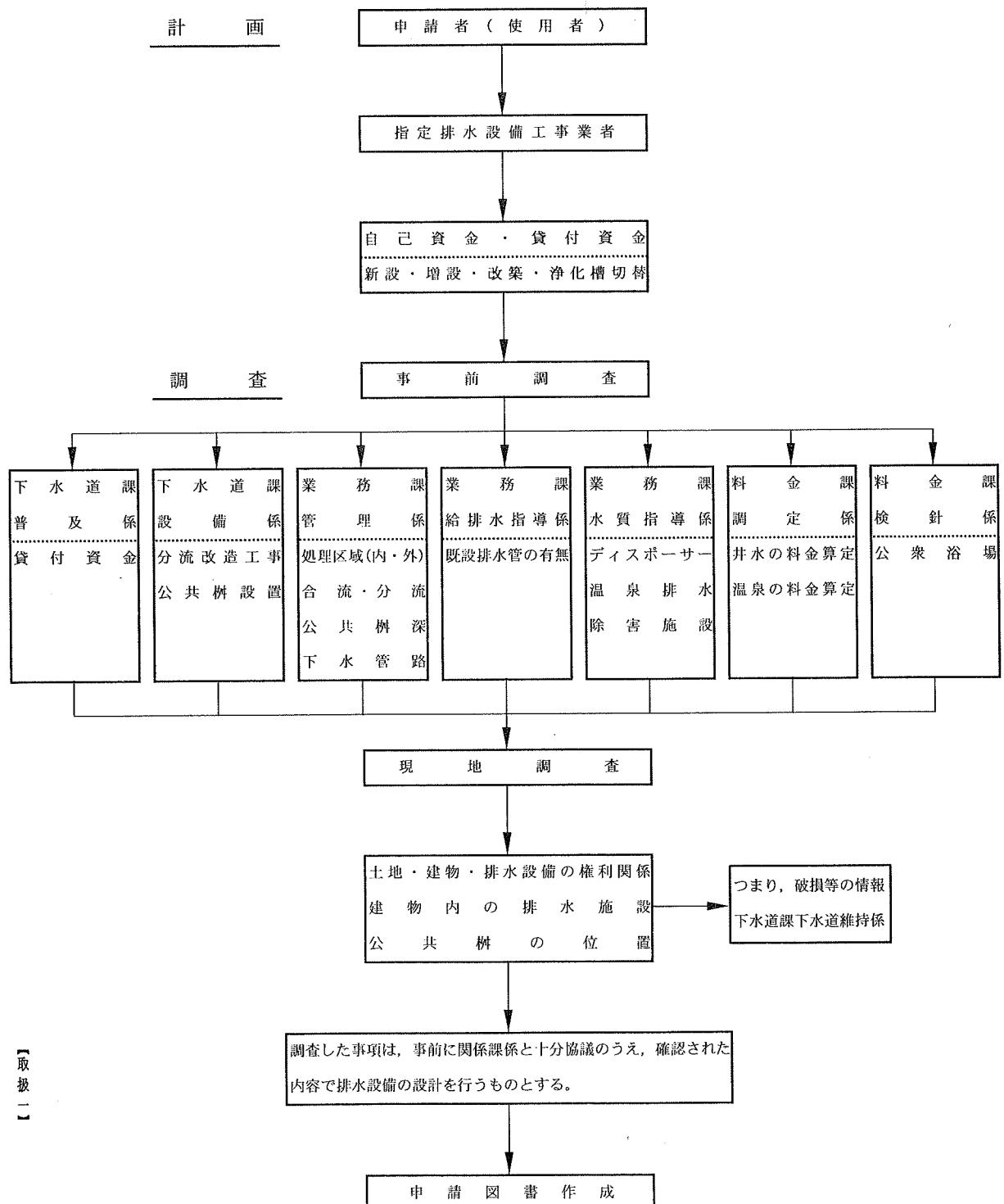
1. 手続業務のフロー	62
(1) 排水設備工事の計画・調査に係る基本フロー	62
(2) 排水設備工事の業務処理基本フロー	63
2. 排水設備工事の申請手続	64
(1) 排水設備工事の申請	64
(2) 申請に必要な図書	64
① 自己資金工事の場合	64
② 貸付資金工事の場合	64
(3) 申請書類の作成	64
① 排水設備計画確認申請書	64
② 排水設備工事材料表（自己資金工事）	64
③ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）	65
④ 工事図面（平面図および立体図）	65
⑤ 排水設備計画確認通知書	65
⑥ 貸付申請書	65
⑦ ディスポーチ排水処理システムの申請手続	65
⑧ 貸ビル等の排水設備の申請	66
(4) 確認通知書の交付	66
(5) 工事の取り止めについて	66
3. 排水設備工事の完成書類の手続	66
(1) 完成書類の提出	66
(2) 完成届提出に必要な図書	66
① 自己資金工事の場合	66
② 貸付資金工事の場合	66
(3) 完成書類の作成	67

① 排水設備工事完成届書	6 7
② 公共下水道使用開始届書	6 7
③ 排水設備工事材料表（自己資金工事）	6 7
④ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）	6 7
⑤ 工事図面（平面図および立体図）	6 7
⑥ 排水設備工事検査表	6 7
⑦ 水洗便所改造工事写真	6 7
⑧ 委任状	6 8
⑨ 借用書	6 8
⑩ 印鑑登録証明書（申請人、保証人）	6 8
(4) 完成書類の検査手順	6 8
4. 完成検査	6 8
(1) 現場完成検査	6 8
(2) 現場完成検査の主な項目	6 9
5. 分流改造工事の取扱	7 0
6. 公設柵設置の取扱	7 2
7. 温泉排水設備工事の取扱	7 3
8. 公道部に設置される排水施設等の取扱	7 4
9. 靴洗い場排水の取扱	7 9 - 1

第 3 部

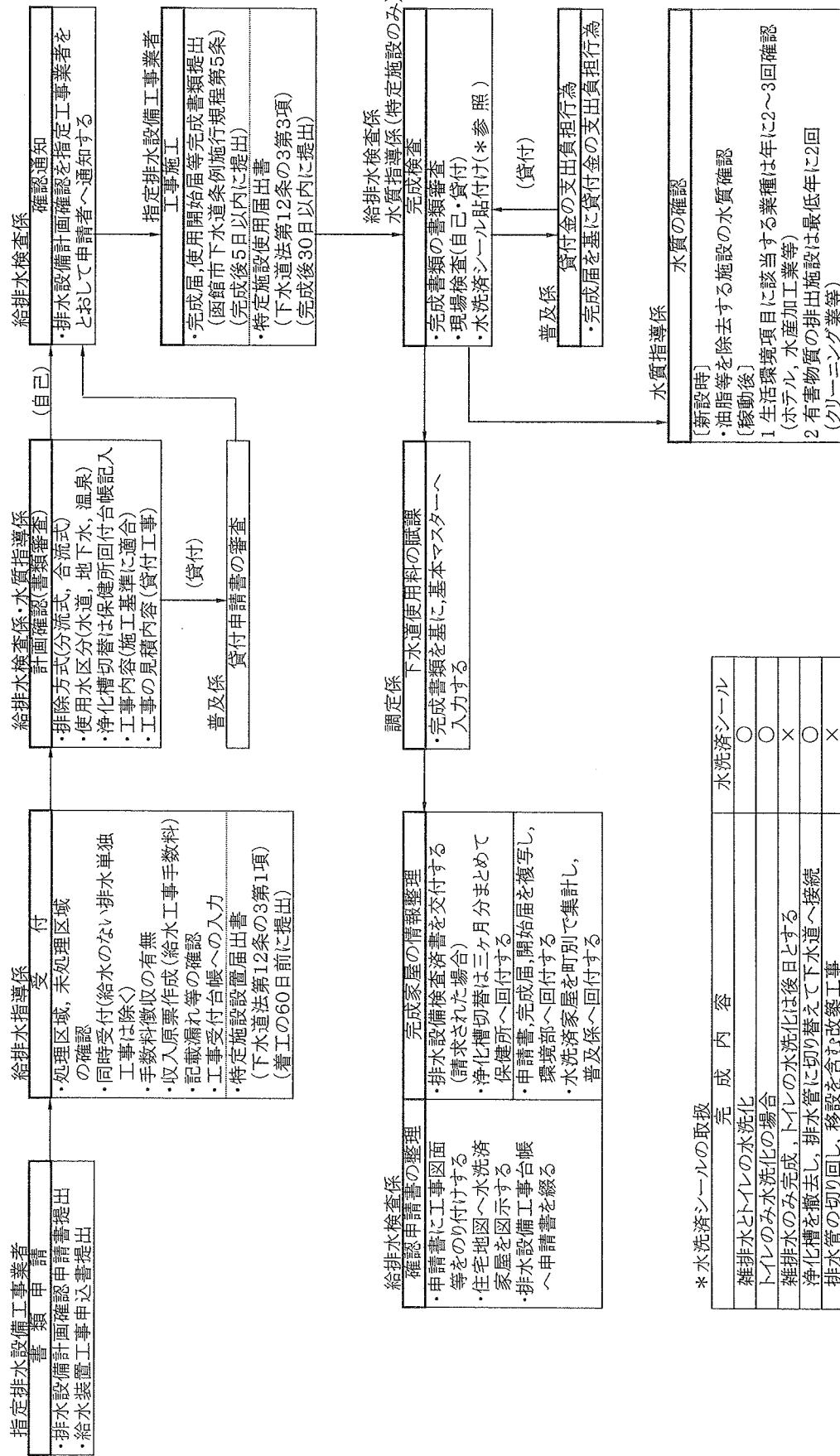
1. 手続業務のフロー

(1) 排水設備工事の計画・調査に係る基本フロー



【取扱二】

(2) 排水設備工事の業務処理基本フロー



イ システムの設置または変更をする場合は、終末処理場水質指導係と事前に協議の後、システム認定書の写し等必要書類を添付して、排水設備計画確認申請書を提出すること。

(8) 貸ビル等の排水設備の申請

貸ビル等は、テナントごとに申請し、除害施設の必要なものもあるので、事前に協議すること。

(4) 確認通知書の交付

自己資金は、申請書の決裁終了後、申請者へ確認通知書を交付する。

貸付資金は、申請書の決裁終了後、下水道課普及係へ回付し、貸付審査が終了後、確認通知書を申請者に交付する。

(5) 工事の取り止めについて

排水設備工事を申請後に取り止める場合は、別紙15により「取り止め届」を給排水検査係に提出すること。

3. 排水設備工事の完成書類の手続

(1) 完成書類の提出

- ① 排水設備工事完成届出書等は、工事完成後5日以内に提出しなければならない。
- ② 排水設備工事完成届出書等を提出するときは、給水装置工事検査申請書を同時に提出すること。
- ③ 立会検査は、来局して「給排水立会検査予定台帳」に必要事項を記入すること。

(2) 完成届提出に必要な図書

① 自己資金工事の場合

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ア 排水設備工事完成届書 | (別紙 7) |
| イ 公共下水道使用開始届書 | (別紙 8) |
| ウ 排水設備工事材料表 | (別紙 2) |
| エ 工事図面（平面図および立体図） | (別紙 4) |
| オ 排水設備工事検査表 | (別紙 9) |
| カ 水洗便所改造工事写真 | (別紙 10-1, 10-2) |

② 貸付資金工事の場合

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ア 排水設備工事完成届書 | (別紙 7) |
| イ 公共下水道使用開始届書 | (別紙 8) |
| ウ 排水設備工事設計書 | (別紙 3) |
| エ 工事図面（平面図および立体図） | (別紙 4) |
| オ 排水設備工事検査表 | (別紙 9) |
| カ 水洗便所改造工事写真 | (別紙 10-1, 10-2) |
| キ 委任状 | (別紙 11) |
| ク 借用書 | (別紙 12) |
| ケ 印鑑登録証明書 | (申請者、保証人) |

(3) 完成書類の作成

① 排水設備工事完成届書

- ア 完成届出書の作成にあたっては別紙7を参考にすること。
- イ 工事完成年月日は、工事および書類の作成までの全てが完了した日とすること。

② 公共下水道使用開始届書

- ア 開始届書の作成にあたっては、別紙8を参考にすること。
- 届の日付は、書類の提出日を記入すること。

- イ 使用開始年月日については、排水設備を公共樹に接続し、公共下水道を使用した日とする。

ただし、新築家屋や店舗などは、入居日や営業開始日を開始年月日として届出すること。

③ 排水設備工事材料表（自己資金工事）

- ア 材料表の作成にあたっては、別紙2を参考にすること。

- イ 材料の数量は実際に使用した数量を記入すること。

- ウ 施工業者、設計者の押印をすること。

④ 排水設備工事設計書（貸付資金工事）

- ア 設計書の作成にあたっては、別紙3を参考にすること。

- イ 工事完成後、見積金額と精算金額が同額であって、現場検査において変更が確認された場合は、設計書と図面の差し替えをすること。

- ウ 施工業者、設計者の押印をすること。

⑤ 工事図面（平面図および立体図）

- ア 工事図面の作成にあたっては、別紙4を参考にすること。

- イ 工事が変更になった箇所は、朱書きで明示されていること。ただし、変更箇所を記入することで、図面が煩雑になる場合は、書き直し差替えすること。

- ウ 靴洗いやルーフドレンなどの雨水排水の配管を図面に明示すること。

- エ 2階以上の建物については、各階の平面図と大便器立体図を記入すること。

- オ 雨水系統と汚水系統が入り組んでいる場合は、系統別に色別すること。

- カ 槵径、桝深および桝間勾配を記入すること。

- キ 既設管路を使用する場合は、既設管の桝深、桝間距離、勾配を記入すること。

- ク 施工業者、設計者の押印をすること。

⑥ 排水設備工事検査表

- ア 検査表の作成にあたっては、別紙9を参考にすること。

- イ 検査は、工事完成日当日、または完成日以降、完成書類の提出日までに工事施工業者が行うこと。

- ウ 分流地区の現場検査では、誤接続を防止するため無落雪排水等（R. D. 等）の排水先を確認すること。

⑦ 水洗便所改造工事写真

- ア 工事写真の提出にあたっては、別紙10-1、10-2の用紙に貼り付けて提出すること。

イ トイレ内部の写真については、改造前と改造後の写真、床下給水状況の写真を撮影し提出すること。

貸付資金工事の床下グラスウールの写真は、床下給水状況写真と兼ねることができる。

⑧ 委任状

ア 委任状の作成にあっては、別紙11を参考にすること。

イ 貸付資金工事の場合は、完成届書に添付すること。

⑨ 借用書

ア 借用書の作成にあっては、別紙12を参考にすること。

イ 貸付資金工事の場合に、完成届書に添付すること。

ウ 連帯保証人は、下水道課普及係と協議すること。

エ 「月日」、「貸付金額」、「貸付番号」などは記入しないこと。

⑩ 印鑑登録証明書（申請人、保証人）

ア 貸付資金工事の場合に、完成届書に添付すること。

イ 申請人と保証人の印鑑証明は、完成届書提出日の3ヶ月以内に発行されたものであること。

（4）完成書類の検査手順

① 完成書類の審査後、ブロック別の「立会検査予定台帳」に記載された日程により立会検査を行う。

② 立会検査は、完成図書に基づく確認検査とする。

4. 完成検査

（1）現場完成検査

① 排水設備工事の完成検査は、自己、貸付資金工事の区分にかかわらず、完成書類の検査後、ブロック別の「給排水立会検査予定台帳」に記載された日程により、完成図書に基づき現場検査を行う。

② 現場検査においては、指定業者の責任技術者の立会を原則として、建物所有者等の立会が必要な場合は、立会いを求めることがある。

③ 指定業者、建物所有者等の負担軽減と、検査業務の効率化のため、給水装置工事と排水設備工事の同時検査を原則とする。

④ 軽微な変更等のため現場検査が不要な場合は、写真、図面等による検査とする。

⑤ 現場完成検査が完了した家屋には、別紙14の「排水設備検査済書」の交付に替え、水洗化シールを貼りつけるが、申請者から要求があった場合は検査済書を交付する。

⑥ 検査の結果、改善を必要とする箇所があるときは、施工した指定業者に期日を定めて改善の指示をし、再検査を受けなければならない。

なお、改善工事に係る費用は施工した指定業者の負担とする。

(2) 現場完成検査の主な項目

- ① 公共汚水枠の接続は、管底接続になっていること。
- ② 起点枠の管の土かぶりが30cm以上あること。
- ③ 枠間距離が管径の120倍以内（Φ100なら12m）であること。
- ④ 掘削箇所の埋戻し状況の確認
- ⑤ 現場で、台所、洗面所、湯殿、水洗便所等より排水し、枠の蓋をあけ流出状況を確認する。
- ⑥ 居住者が不在の場合は、枠の蓋を閉じた響き音などをを利用して公共汚水枠に接続されていることを確認する。
- ⑦ 宅内の大便器等の確認を行う。貸付資金工事はクロスの数量やクッションフロアーの数量が設計書と一致するか確認する。
大便器のレバーまたはボタンを操作し排水させて確認する。
- ⑧ トラップ枠が設置されている場合、通気口を設けるなど、二重トラップにしないこと。
- ⑨ ルーフドレーンの排水が汚水枠に接続される「誤接続」について、枠の蓋を閉じる響き音などで確認する。
- ⑩ 検査完成後指定業者の名前が記入されている「水洗便所の正しい使い方」のパンフレットを使用者に渡し、水洗済シールを申請者の承諾を得て貼り付けること。
- ⑪ 水洗済シールは、1棟1枚を原則とし、アパートやマンションのような集合住宅は、建物の入口の目立つ場所に1枚貼ること。
ただし、建物所有者が異なる場合は、別々にシールを貼ること。

9. 靴洗い場排水の取扱

(1) 目的

靴洗い場の排水は、生活に起因し発生する廃水であり、「汚水」に分類されるため、合流式処理区域および分流式処理区域とも公共污水柵に接続し、適正に排除を行うことを目的とする。

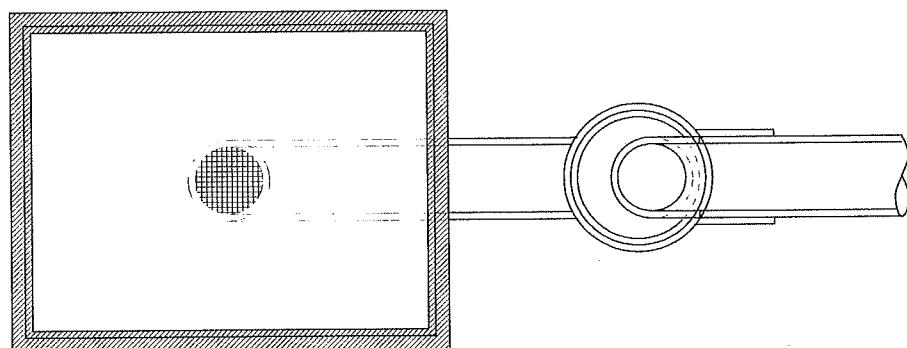
(2) 公共污水柵接続の要件

- ① 臭気、詰まり等を防止するため、防臭溜柵を必ず設置する。
- ② 雨どい、ルーフドレーン等からの雨水排水は、靴洗い場に流入させない構造とする。

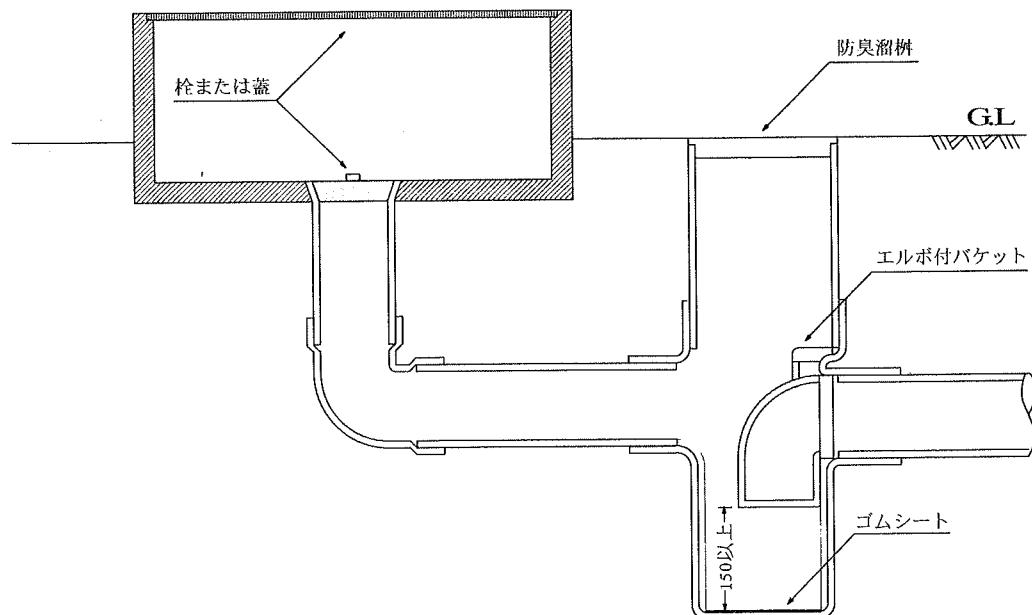
(3) 靴洗い場の使用方法

- ① 靴洗い後の泥等、詰まりの原因となるものが排水されるため、定期的に泥溜の点検、清掃を行うこと。
- ② 屋根のない靴洗い場は、雨の流入を防止するため、靴洗い場を使用しないときには栓または蓋を設置すること。

平面図



断面図



書請認確圖申認請

（工事設備類）（申請書お読みください）（検査表）は排水管帳として保管されます。

排水設備計画確認申請書	
申請者	住 所 氏 名
函館市公営企業管理者水道局長様	年 月 日
印	
次のとおり排水設備の計画の確認を受けたいので申請します。	
工事の施行場所	函館市 町 丁目 (番地) 号 (台所湯殿 手洗い水洗便所 その他)
工事の種別	新設 増設 改築
排水設備の使用者	住所(所在地) 氏名(名稱)
工事施設業者	住所(所在地) 氏名(名稱)
工事着手予定年月日	平成 年 月 日
工事完成予定年月日	平成 年 月 日

主) 他人の土地もしくは家屋または他人の設置した排水設備を使用する時は、その同意書(ただし、所有者の同意を得ることが著しく困難であるときは、管理者が必要と認めると認めた項目を記載した書面)を添付してください。

(水質指導係)

完成検査の結果、合格と認められるので排水設備検査済書を交付したい。

系長	審査			系長	審査	受付
(課長)	(確認)			課長		

区		水洗工事	自己資金	世帯	付近見取図	
分		排水工事	貸付資金	基 礎	N	
		施設使用、井戸水使用、水道、雨水貯留		4		
		自家・賃家・宿舎	浄化槽設置			
		アパート・官公庁()	浄化槽改替			
		その他の()	地図貼付			
處理区分		次(合流・分流)				⑤
確 認 年 月 日		平成	年	月	日	
完 成 年 月 日		平成	年	月	日	
検 査 年 月 日		平成	年	月	日	
工 事 見 積 額		円	備考			
工 事 算 額		円				

⑥

利害関係人の同意書

私の所有する物件に申請者が排水設備工事を施行または接続することに同意します。

土 地 姓 氏 名	住 所	排 水 設 施
建 物 姓 氏 名	住 所	備 考

印

印

印

印

- ①提出月日を記入すること。
 - ②排水設備の工事箇所を〇で囲むこと。
(施行箇所)
 - ③排水設備工事の種別を〇で囲むこと。
 - ④住所は実際に使用する者の住所、氏名は実際に使用する者の氏名または名称(〇〇アパート、〇〇(株)等)
申請者の住所は、申請時に居住している住所とする。
 - ⑤工事着手予定日は①の日付以降とすること。
と。
 - ⑥完成予定日を記入すること。
 - ⑦適切な箇所を〇で囲むこと。
世帯数、基数は必ず記入すること。
 - ⑧記入しないこと。
 - ⑨住宅地図を使用すること。
施行場所に印をつけること。
 - ⑩見積額を記入すること。
 - ⑪他人の土地もしくは家屋または他人の設置した排水設備を使用する時は、この欄に記入押印すること。ただし、所有者の同意を得ることが著しく困難であると認められる時は、管理者が必要と認める事項を記入した書面を添付すること。
 - ⑫無落雪住宅の場合は、備考欄に無落雪と記入すること。
 - なお、排水設備確認通知書は申請書と同様にすること。また、申請書については二ヶ折にしないこと。

課長	係長	課員	人 力
(使用料賃人)			

(完成検査)		課長	係長	係	検査

確認申請を審査の結果、その計画が適正と認められることで確認通知書を交付いたします。

事工資金表 (自己備工設水排)

①確認申請書の提出時は（設計）を、完成時は（使用）を○で囲む。

②確認申請書の申請時は提出月日を、完成時は完成月日を記入すること。

(3)新築工事等の場合、給水装置工事申込書で内容がわかる場合は記入しなくてよい。

④確定申請書の提出時は積算金額を記入するなど

排水設備工事検査表

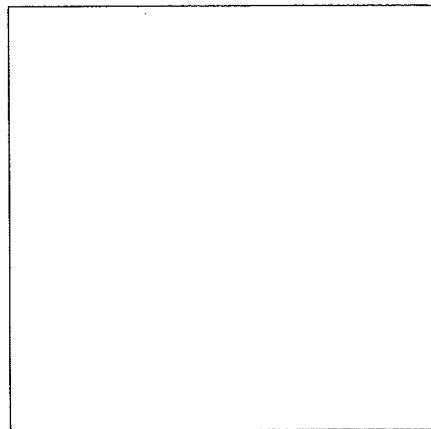
確認通知年月日	平成年月日	責任技術者名	②
確認申請受付番号	号検査年月日	年平成年月日	③
施行場所	町丁目番号	施工店	④
申請者は使用者	階数	階新設・増改築・浄化槽	⑤
排水管	戸数	戸	
排水管の接続	排水本管の内径は100mm以上		
勾配	排水接管の内径は40mm以上		
管布設	2/100以上、やむを得ない場合は1/100以上		
管の接続	ます間において直線である		
管の継手	30cm以上である		
排水管の継手	管接続箇所の状態、仕上がり		
排水管の継手	排水管の継手には、排水管と同じ材質のものを使用		
排水便器	大便器は内径100mm、小便器は40mm以上		
トラップ	便器は内径100mm、小便器は40mm以上		
衛生器具	便器はJIS規格品		
通気管	設置箇所、状態	設置箇所、状態	⑥
ま	排水管の接続箇所における管の内径の120倍を超えない箇所	排水管の起点、終点、合流点、屈曲点	
す構	設置箇所	直線部における管の内径の120倍を超えない箇所	
排水管との接続	設置箇所の排水口の設置	設置箇所における管の内径の120倍を超えない箇所	
形	設置状態	排水管を地表面に合わせて据付	
阻塞器	水平に設置天端を地表面に合わせて据付		
淨化槽	污水までのインバート打設	污水までのインバート打設	
排水管との接続	雨水の土砂を沈殿させる15cm以上の泥だれ設置	雨水の土砂を沈殿させる15cm以上の泥だれ設置	
形	形状	接続箇所の排水管のます内壁面にそろえる	
阻塞器	設置状態	ひび割れ、破損等があるかない	
淨化槽	復旧状況	用途に応じた阻塞器の設置、設置箇所	
保温工事	埋め戻しが適切である	埋め戻しが適切である	
付帯工事	便所の窓の保温構造および断熱材の施工	便所の窓の保温構造および断熱材の施工	
奥気筒	建物の基礎の原形復旧	建物の基礎の原形復旧	
その他雨水の接続	奥気筒の撤去後の補修	奥気筒の撤去後の補修	⑦
井戸水の使用	無落雪排水の設置がされている	無落雪排水の設置がされている	
	雨水の接続が適確である	雨水の接続が適確である	
	敷地内路面排水およびみますの設置(分流区域)	敷地内路面排水およびみますの設置(分流区域)	
	有無	有無	⑧

工事写真(1)

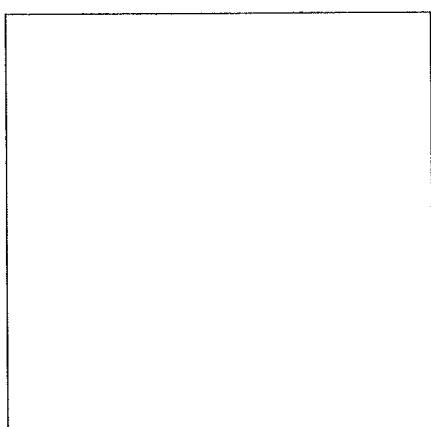
別紙10-1

水洗便所改造工事写真

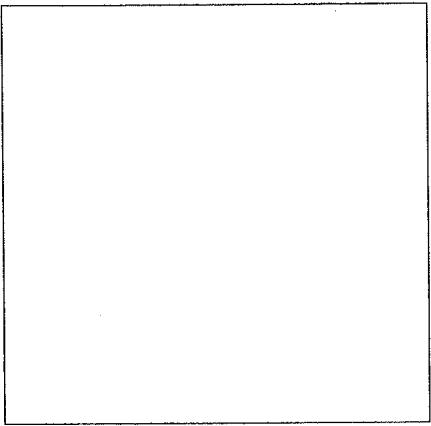
改造前(トイレ内部)



改造後(トイレ内部)



床下給水状況



工事名	水洗便所改造工事
施行場所	函館市 町 丁目 番号
申請者名	
施行業者	

○函館市公共下水道事業受益者負担に関する条例

(昭和46年10月23日)
条例第21号

沿革 昭和58年1月12日 条例第1号 | 平成15年12月17日 条例第30号
平成5年12月22日 条例第49号

(趣旨)

第1条 この条例は、公共下水道事業（以下「事業」という。）に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者負担金および地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づく分担金（以下「負担金」と総称する。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、事業により築造される公共下水道の排水区域（以下「排水区域」という。）内に存する土地の所有者をいう。ただし、公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、地上権、質権または使用貸借もしくは賃貸借による権利（一時使用のために設定された地上権または使用貸借もしくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。）の目的となつている土地については、それぞれ地上権者、質権者または使用借主もしくは賃借人（以下「地上権者等」という。）と当該土地の所有者とが協議して当該地上権者等を当該土地に係る負担金の徴収を受ける者と定めた場合には、その者を受益者とみなすことができる。

2 管理者は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行なわれた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして、前項の受益者を定めることができる。

第3条から第5条まで 削除

(各受益者の負担金の額)

第6条 受益者が負担する負担金の額は、当該受益者が第8条第1項の公告の日現在において所有し、または地上権等を有する土地で同項の規定により公告された区域内のものの面積に1平方メートル当たり450円を乗じて得た額とする。

第7条 削除

(賦課対象区域の決定等)

第8条 管理者は、年度の当初に負担金を賦課しようとする区域（以下「賦課対象区域」という。）を定め、これを公告しなければならない。

2 前項の規定により公告する区域は、同項の公告の日現在において処理区域になつているものでなければならない。

(負担金の賦課および徴収)

第9条 管理者は、前条第1項の公告の日現在における当該公告のあつた賦課対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第6条の規定により算出した負担金の額を定め、これを賦課するものとする。

- 2 前項の負担金の賦課は、前条第1項の公告の日の翌日から起算して3年を経過した日以後においては、することができない。
- 3 管理者は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額およびその納付期日等を受益者に通知しなければならない。
- 4 負担金は、5年に分割して徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りではない。

(負担金の徴収猶予)

第10条 管理者は、次の各号の一に該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

- (1) 受益者が当該負担金を納付することが困難であり、かつ、その現に所有し、または地上権等を有する土地の状況により、徴収を猶予することが徴収上有利であると認められるとき。
- (2) 受益者に災害、盗難その他の事故が生じたことにより、当該負担金を納付することが困難であると認められるとき。

(負担金の減免)

第11条 国または地方公共団体が、公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。

- 2 管理者は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。
 - (1) 国または地方公共団体が公用に供し、または供することを予定している土地に係る受益者
 - (2) 国または地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者
 - (3) 国または地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地に係る受益者
 - (4) 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者
 - (5) 事業のため土地、物件を提供した受益者
 - (6) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者

第12条および第13条 削除

(受益者に変更があつた場合の取扱い)

第14条 第8条第1項の公告の日後、受益者の変更があつた場合において、当該変更に係る当事者の一方または双方がその旨を管理者に届け出たときは、新たに受益者となつた者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第9条第1項の規定により定められた額のうち、当該届出の日までに納付すべき時期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(延滞金)

第15条 管理者は、第9条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、またはその全額が500円未満であるときは、その端数またはその全額を徴収しない。

2 管理者は、受益者が納付期日までに負担金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金を減免することができる。

3 第1項に規定する年当たりの割合は、^{じゅん}閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。
(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

2 この条例施行前に施行された事業の部分については、当該部分に係る区域を第8条の規定による賦課対象区域とみなして、この条例の規定を適用する。

附 則（昭和58年1月12日条例第1号）

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

2 改正前の第7条の規定による単位負担金額の予定額の公告がなされた区域のうち、改正前の第9条第1項の規定による負担金の賦課がなされていない区域に係る各受益者の負担金の額に係る改正後の第6条の規定の適用については、同条中「1平方メートル当たり450円」とあるのは、「改正前の第7条の規定による公告がなされた単位負担金額の予定額」とする。

3 改正前の第9条第1項の規定により賦課された負担金は、改正後の第9条第1項の規定により賦課された負担金とみなす。

附 則（平成5年12月22日条例第49号）

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

2 改正前の函館市下水道事業受益者負担金条例の規定によりされた賦課対象区域の公告、負担金の賦課その他の行為は、改正後の函館市下水道事業受益者負担金条例の相当規定によりされた賦課対象区域の公告、負担金の賦課その他の行為とみなす。

附 則（平成15年12月17日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

○函館市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程

(平成6年3月31日)
〔水道局規程第18号〕

沿革 平成6年12月16日 規程第30号 | 平成12年12月22日 規程第8号
平成9年4月30日 規程第13号 | 平成15年12月17日 規程第13号

(趣旨)

第1条 この規程は、函館市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和46年函館市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金の算定基準とする地積)

第2条 条例第6条の規定により受益者が負担する負担金（以下「負担金」という。）の算定基準とする地積は、公簿の地積による。ただし、管理者は、公簿の地積によりがたいと認めるときは、実測その他の方法により地積を決定することができる。

(受益者の申告)

第3条 条例第8条第1項の規定により公告された賦課対象区域内の土地の所有者は、公営企業管理者（以下「管理者」という。）の定める日までに、別記第1号様式の申告書により管理者に申告しなければならない。この場合において、当該土地について条例第2条第1項ただし書の規定により受益者とみなされた者があるときは、当該土地の所有者は、申告書にその者の記名および押印を得なければならない。

2 前項の土地が共有に係るものであるときは、共有者のうちから代表者1人を定め、その代表者が同項の申告をしなければならない。

(負担金の決定等)

第4条 条例第9条第3項の規定による負担金の額および納付期日等の通知は、別記第2号様式の通知書によりするものとする。

2 各納付期日において納付すべき負担金の額は、条例第9条第1項の規定により定めた負担金の額を10で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額をすべて最初の納付年度の第1期の納付期日に係る負担金の額に合算するものとする。

3 各納付年度における負担金の納付期日は、次のとおりとする。

- (1) 第1期 8月11日から8月31日まで
- (2) 第2期 12月11日から12月30日まで

4 管理者は、特別の事情により納付期日の変更を必要とする場合においては、前項の納付期日と異なる納付期日を定めることができる。

5 第1項の規定は、条例第14条の規定による受益者の地位の承継があった場合における当該継承した者に係る負担金の額および納付期日等の通知について準用する。

(負担金の徴収猶予)

第5条 条例第10条の規定により負担金の徴収猶予を受けようとする受益者は、別記第3号様式の申請書により管理者に申請しなければならない。

- 2 管理者は、前項の申請があったときは、負担金の徴収猶予の可否を決定し、当該申請をした受益者に別記第4号様式の通知書により通知するものとする。
- 3 負担金の徴収猶予の期間は、2年以内とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 管理者は、負担金の徴収猶予をしたときは、当該負担金の額を適宜分割して納付期日を定めるものとする。

(徴収猶予の取消し)

第6条 管理者は、負担金の徴収猶予を受けた受益者が、次の各号の一に該当するときは、その徴収猶予を取り消し、その徴収猶予に係る負担金を一時に徴収することができる。

- (1) 前条第4項の規定により定めた納付期日までに当該納付期日に係る負担金を納付しないとき。
- (2) 財産の状況その他の事情の変化によりその徴収猶予を継続することが適当でないと認められるとき。
- (3) 第9条各号の一に該当する場合において、その徴収猶予をした期日までにその徴収猶予に係る負担金の全額を徴収することができないと認められるとき。

- 2 管理者は、前項の規定により負担金の徴収猶予を取り消したときは、当該受益者に別記第5号様式の通知書により通知するものとする。

(負担金の減免)

第7条 条例第11条第2項の規定による負担金の減免を受けようとする受益者は、別記第6号様式の申請書により管理者に申請しなければならない。ただし、管理者は、次の各号の一に該当するものについては、申請によらないで負担金の減免をすることができる。

- (1) 国が受益者である土地に係る負担金の減免
 - (2) 別表第6項第11号に掲げる土地に係る負担金の減免
- 2 管理者は、前項本文の申請があったときは、負担金の減免の可否を決定し、当該申請をした受益者に別記第7号様式の通知書により通知するものとする。前項ただし書の規定により負担金の減免の決定をしたときも、同様とする。
 - 3 負担金の減免を受けることができる土地および当該土地に係る負担金の減免率または減免額は、別表のとおりとする。

(減免の取消し)

第8条 管理者は、負担金の減免を受けた受益者について、その減免の理由が消滅したときは、その消滅した日以後の納付期日に係る負担金の減免を取り消し、当該受益者（負担金の減免後において受益者の地位の承継があった場合は、当該地位を承継した受益者）に別記第8号様式の通知書により通知するものとする。

(負担金の繰上徴収)

第9条 管理者は、条例第9条第1項の規定により負担金を賦課された受益者が次の各号の一に該当す

る場合は、納付期日を繰上げて負担金を徴収することができる。

- (1) 国税、地方税その他の公課の滞納によって滞納処分が開始されたとき。
- (2) 強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続または破産手続きが開始されたとき。
- (3) 受益者に相続があった場合において、相続人が限定承認をしたとき。
- (4) 法人である受益者が解散したとき。
- (5) 偽りその他不正の行為により負担金の徴収を免れ、または免れようとしたとき。

(受益者の変更の届出)

第10条 条例第14条の規定による受益者の変更の届出は、別記第9号様式の届書によりしなければならない。

2 第3条第2項の規定は、前項の届出に係る土地が共有に係るものである場合について準用する。
(延滞金の減免)

第11条 条例第15条第2項の管理者がやむを得ない理由があると認める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第10条各号の一に該当する場合
- (2) その他やむを得ない理由により管理者が延滞金を減免する必要があると認める場合

2 条例第15条第2項の規定による延滞金の減免を受けようとする受益者は、管理者に申し出なければならない。

(申告がない場合等の取扱い)

第12条 管理者は、第3条第1項の規定による申告がない場合または申告の内容が事実と異なると認める場合は、申告によらないで受益者および負担金を決定することができる。

(補 則)

第13条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規定は、平成6年4月1日から施行する。

2 函館市公営企業管理者水道局長事務委任規則等を廃止する規則(平成6年函館市規則第10号)による廃止前の函館市下水道事業受益者負担金条例施行規則(昭和47年函館市規則第62号)の規定に基づき提出され、または交付した申告書、申請書その他の書類は、この規定の相当規定に基づき提出され、または交付した申告書等とみなす。

附 則(平成6年12月16日規程第30号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年4月30日規程第13号)

この規程は、平成9年5月1日から施行する。

附 則(平成12年12月22日規程第8号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年12月17日規程第13号)

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の函館市下水道事業受益者負担金条例施行規程の規定に基づき提出されている申請書は、この規程による改正後の函館市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の相当規定に基づき提出された申請書とみなす。

別表（第7条関係）

減免を受けることができる土地	減免率または 減免額
1 国または地方公共団体が公用に供し、または供することを予定している次に掲げる土地 (1) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、北海道文化財保護条例（昭和30年北海道条例第83号）または函館市文化財保護条例（昭和37年函館市条例第26号）に基づき指定された文化財である土地または文化財である建物その他の工作物の敷地 (2) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第5項に規定する墓地 (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校の用地 (4) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項各号および第3項各号に規定する事業のために設置された社会福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設を除く。）の用地 (5) 刑務所、拘置所その他の警察法務収容施設の用地 (6) 一般庁舎の用地 (7) 病院の用地 (8) 有料の公務員宿舎の用地	100% 100% 75% 75% 75% 50% 25% 25%
2 国または地方公共団体がその企業の用に供している土地 3 国または地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地 4 公の生活扶助を受けている者その他これに準ずる特別の事情があると認められる者が所有し、または借用している土地 5 公共下水道事業のため土地または物件を提供した者が所有し、または借用している土地 6 前各号に掲げる土地のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる次に掲げる土地 (1) 公共性があると認められる公道に準ずる私道 (2) 公共下水道施設の用に供する土地 (3) 文化財保護法、北海道文化財保護条例または函館市文化財保護条例に基づき指定された文化財である土地または文化財である建物その他の工作物の敷地 (4) 墓地、埋葬等に関する法律第2条第5項に規定する墓地 (5) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人が同法第3条に規定する境内地として所有し、または借用している土地 (6) 軌道法（大正10年法律第76号）による軌道の敷地 (7) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置する学校教育法第1条に規定する学校の用地 (8) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人が同法第2条第2項および第3項の各号に規定する事業のために設置する施設（児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設を除く。）の用地 (9) 町内会等が所有し、主として集会所として使用する施設の用地 (10) 急傾斜地等のため宅地化が不可能なまたは著しく困難な土地 (11) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業または新住宅市街地開発法（昭和38年法律第134号）に基づく新住宅市街地開発事業その他これらに類する事業により設置された排水管渠等の施設が公共下水道である場合における当該事業の施行区域内の土地 (12) その他管理者が特に減免する必要があると認める土地	25% 100% 100% 50% 75% 100% 100% 100% 50% 50% 75% 75% 50% 管理者の認める額 管理者の認める額 管理者の認める額 管理者の認める額

公共下水道事業受益者申告書

年　月　日

函館市公営企業管理者水道局長　　様

函館市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第3条の規定により次のとおり申告します。

土地所有者 (共有の場合は、共有者の代表者。)	住 所	
	ふりがな	
	氏 名	印
	電 話	

土地の所在		地 目	公簿の地積 m ²
町名	地番		

土地所有者以外の受益者				
土地の所在	権利の種類	権利の対象となる地積 m ²	住 所	ふりがな 氏 名
	1地上権 2質権 3使用貸借 4賃貸借		電話----- 印	
	1地上権 2質権 3使用貸借 4賃貸借		電話----- 印	
	1地上権 2質権 3使用貸借 4賃貸借		電話----- 印	
	1地上権 2質権 3使用貸借 4賃貸借		電話----- 印	
	1地上権 2質権 3使用貸借 4賃貸借		電話----- 印	

注 権利の種類欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。

年度公共下水道事業受益者負担金（分担金）決定通知書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

水道局長

印

次のとおり受益者負担金（分担金）の額および納付期日等を決定したので通知します。

賦課対象区域	
--------	--

土地の所在	地 積	1 m ² 当たりの額	受益者負担金（分担金）の額	備 考
	m ²	円	円	
	m ²	円	円	
	m ²	円	円	
	m ²	円	円	
	m ²	円	円	
	m ²	円	円	
	m ²	円	円	
	m ²	円	円	
合 計	m ²		円	

納付すべき受益者負担金（分担金）の額

納付期日	年度	年度	年度	年度	年度
第1期 8月11日から 8月31日まで	円	円	円	円	円
第2期 12月11日から 12月30日まで	円	円	円	円	円

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 日以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

別記第3号様式（第5条関係）

公共下水道事業受益者負担金（分担金）徴収猶予申請書

年　月　日

函館市公営企業管理者水道局長 様

申請者 住 所

(ふりがな)
氏 名

印

次のとおり受益者負担金（分担金）の徴収猶予を受けたいので申請します。

徴収猶予を受けようとする理由					
年 度	納 入 通 知 書 番 号	期 別	受 益 者 負 担 金 (分担金)の額	徴収猶予を受けようとする期間	
			円	年 月 日	から 年 月 日
			円	年 月 日	から 年 月 日
			円	年 月 日	から 年 月 日
			円	年 月 日	から 年 月 日
			円	年 月 日	から 年 月 日
			円	年 月 日	から 年 月 日
			円	年 月 日	から 年 月 日
			円	年 月 日	から 年 月 日
			円	年 月 日	から 年 月 日
			円	年 月 日	から 年 月 日
備 考					

別記第4号様式（第5条関係）

その1

公共下水道事業受益者負担金（分担金）徴収猶予承認決定通知書

年　月　日

様

函館市公営企業管理者
水道局長

印

年　月　日付けで申請のあった受益者負担金（分担金）の徴収猶予については、
次のとおり承認することと決定したので通知します。

年　度	納入通知書番号	期　別	受益者負担金（分担金）の額	徴収猶予を受けようとする期間					
			円	年　月　日から	年　月　日まで				
			円	年　月　日から	年　月　日まで				
			円	年　月　日から	年　月　日まで				
			円	年　月　日から	年　月　日まで				
			円	年　月　日から	年　月　日まで				
			円	年　月　日から	年　月　日まで				
			円	年　月　日から	年　月　日まで				
			円	年　月　日から	年　月　日まで				
			円	年　月　日から	年　月　日まで				

その2

公共下水道事業受益者負担金（分担金）徴収猶予不承認決定通知書

年　　月　　日

様

函館市公営企業管理者

水道局長

印

年　　月　　日付けで申請のあった受益者負担金（分担金）の徴収猶予については、次の理由により承認しないことと決定したので通知します。

理由

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して　日以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

別記第5号様式（第6条関係）

公共下水道事業受益者負担金（分担金）徴収猶予取消通知書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

水道局長

印

年 月 日付で通知した受益者負担金（分担金）の徴収猶予については、次の理由により取り消したので通知します。

なお、取り消した徴収猶予に係る受益者負担金（分担金）については、同封の納入通知書により納付してください。

理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 10日以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

別記第6号様式（第7条関係）

公共下水道事業受益者負担金(分担金)減免申請書

函館市公営企業管理者水道局長 様

年 月 日

申請者 住 所
(ふりがな)
氏 名

印

次のとおり受益者負担金（分担金）の減免を受けたいので申請します。

減免を受けようとする理由

土地の所在	地 目	地 積	減免を受けようとする地積	備 考
		m ²	m ²	

土地の状況（略図）

別記第7号様式（第7条関係）

その1

公共下水道事業受益者負担金（分担金）減免承認決定通知書

年 月 日

様

函館市公営企業管理者

水道局長

印

年 月 日付けで申請のあった受益者負担金（分担金）の減免については、次のとおり承認したので通知します。

土地の所在	地 積	受益者負担金 (分担金)の額	減免対象地積	減免率	減 免 額	減免後の受益者負担金(分担金)の額
	m ²	円	m ²	%	円	円
	m ²	円	m ²	%	円	円
	m ²	円	m ²	%	円	円
	m ²	円	m ²	%	円	円
	m ²	円	m ²	%	円	円
	m ²	円	m ²	%	円	円
	m ²	円	m ²	%	円	円
	m ²	円	m ²	%	円	円
	m ²	円	m ²	%	円	円

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 日以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

その 2

公共下水道事業受益者負担金（分担金）減免不承認決定通知書

年　　月　　日

様

函館市公営企業管理者

水道局長

印

年　　月　　日付けで申請のあった受益者負担金（分担金）の減免については、次の理由により承認しないことと決定したので通知します。

理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して　日以内に函館市長に対して審査請求することができます。

別記第8号様式（第8条関係）

公共下水道事業受益者負担金（分担金）減免取消通知書

年　　月　　日
様

函館市公営企業管理者

水道局長

印

年　　月　　日付で通知した受益者負担金（分担金）の減免については、次の理由により取り消したので通知します。

なお、減免の取り消しに係る受益者負担金（分担金）については、同封の納入通知書により納付してください。

理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 10日以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

別記第9号様式（第10条関係）

公共下水道事業受益者変更届

函館市公営企業管理者水道局長様

年月日 印番

新受益者 所住(ふりがな)名
新受益者 氏名 話局 印旧受益者 所住(ふりがな)名
旧受益者 氏名 話局 印土地所有者 所住(ふりがな)名
土地所有者 氏名 話局 印

次の土地について、受益者の変更があったので届け出ます。

土地の所在	地目	地積	変更後の地積	変更の原因	変更年月日
		m ²	m ²		年月日
		m ²	m ²		年月日
		m ²	m ²		年月日
		m ²	m ²		年月日

注 土地所有者欄は、届出時の土地所有者と新受益者が異なる場合に記名押印をしてください。